

## 第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不開示とした情報のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成29年7月4日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成24年度分）」（以下「本件請求」という。）と「公立学校の教職員に係る人事行政状況調査（文部科学省）調査票【様式1－3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（平成24年度分）」（以下「別件請求」という。）の開示を請求をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、別件請求については行政文書開示決定を行い、平成29年7月14日付けで審査請求人に通知するとともに、本件請求については、次の（1）から（7）に分類される別表1「行政文書の件名」欄に掲げる文書を当該請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）として特定し、本件対象文書において別表1「平成29年8月4日付け広教委職第50010号で不開示とした部分」に掲げる部分に条例第10条第2号及び第6号の不開示情報に該当する情報が記載されていることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年8月4日付けで審査請求人に通知した。

- （1）被処分者顛末書
- （2）所属長顛末書
- （3）市教育委員会教育長副申
- （4）教育事務所長副申
- （5）事情聴取記録
- （6）懲戒処分等審査資料
- （7）処分等に当たっての検討資料

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年8月30日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 本件請求に対する変更決定

実施機関は、審査請求人からの本件審査請求を踏まえ、関係部署と協議の結果、

一部の情報（日付や場所の一部，年齢等）については，開示しても特定の個人が識別されるおそれがないものと判断し，本件処分の変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行い，平成30年9月3日付けで審査請求人に通知した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，変更するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書，反論書及び第2の4の本件変更決定後に提出された再反論書で主張している審査請求の理由は，おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書における主張

ア 平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件及び同68号事件（確定）。以下「平成18年大阪高裁判決」という。），平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定）。以下「平成23年大阪高裁判決」という。），平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年行ウ第26号事件（確定）。以下「平成29年神戸地裁判決」という。）などの関連判決（以下「関連判決」という。）においては，学校において教師が行った体罰は，加害教師に関しては，「職務の遂行に係る情報」であることが認定され，公務員のプライバシーではないとされている。

イ 条例第10条第2号では，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが，同号ただし書ハには，「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員・・・，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員，地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とあり，公務員の職務遂行情報は，同条第2号本文に該当しても公開しなければならないはずである。

ウ 最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては，プライバシー型の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち，他人に知られたくないもの」と個人識別型の条例の「特定の個人を識別できる情報から，ただし書イ，ロ，ハを除いたもの」の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。

エ 本件処分の部分開示決定の開示範囲は，個人識別情報を広く超え，学校名，事故発生場所，事故状況時の各種情報，体罰に至った経緯等々，そもそも個人を識別しえないと判例が認めただけでなく，常識的に見ても広範に過ぎる不開示が実施されており，全く不当である。

オ 最大の問題点のひとつは、被害児童・生徒・その保護者の意向・発言・見解等が一律に全面不開示とされている点である。これらの情報の中に特定個人が識別できる部分があるなら、そののみ不開示とすればすむ。全面不開示とする以上、全体として、条例第10条第2号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しなければならぬことになるが、上記司法判断はそのような考え方はしていない。

カ 本件処分の部分開示決定において非公開とされている部分は、保護者や被害児童・生徒の発言などを含め、それ自体「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に相当するものとはいえない。むしろ体罰問題の経緯を示す職務遂行情報の一環というべきものである。

キ 体罰事案に係る事情聴取記録がほとんど全面不開示とされている。しかし、上記のとおり、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては職務遂行情報であると認定され、公務員のプライバシーではないとされているのだから、児童生徒が特定されない以上、ここの部分をここまで広く不開示とする必要はないはずである。

また、不開示理由として条例第10条第6号該当もいわれているが、これも関連判決の中及びそこに至る中で争われ、全て否定されてきている。そもそも個人情報該当性以外のこうした論点については、他自治体の審査会答申でも、司法判断でも否定されており、それらを参照すれば、無理筋の主張であると既に判断されていることも明らかである。

## (2) 反論書における主張

ア 平成29年神戸地裁判決は、一般人基準を採ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を、このことを根拠に不開示とすることを明確に否定したものである。一方、これは原則であり、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などで児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に不開示とすることまでは禁じていない。そのような例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に不開示範囲を広げればよいのである。

イ 関連判決は、体罰報告書記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたいくないと認められる」プライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」などともいえない、としている。

ウ 教員が体罰により事故を起こしたという情報（加害教員の氏名を含む）は、「当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合」に当たるとい主張は、司法判断により、明白に否定されている。加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことも

明らかになるので不開示とする、という点なども同様である。

エ そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとするれば、それは実施機関の判断なのだから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー侵害にはならないこと、よって、本件処分においてもそれを理由に条例第10条第2号該当を持ち出すことが不当であることはいうまでもない。不開示情報はあくまでも当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に不開示を行うのは、条例解釈の誤りであり、違法である。

オ 条例第10条第2号のうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の該当性について、児童生徒、保護者の発言一般、また、被処分者又は所属長の謝罪を表す情報が、「発言者の心情が吐露されたもの」であり「個人の人格に密接に結び付く思想や心情を含んだ個人情報」と断定するが、「センシティブ情報」以外の情報に拡張して適用している。児童生徒、保護者の発言がそれだけでセンシティブ情報になるわけではないし、記載欄が「反省」などであるなどの、形式的な理由にとらわれるべきでもない。「何らかの意思や意見の表明、心情の吐露等を含む部分」というだけではセンシティブ情報というには足りない。

カ 弁明書では、加害教員に対する事情聴取をあたかも警察が犯罪者を取り調べるもののごとくに論じているが、公務員の職務上の非違行為を人事権者が聴取する場合と刑事上の取調べ手続とは同種に扱うべきものではない。

### (3) 再反論書における主張

関連判決は、他の文書などで当該教員の懲戒処分等が公開されていても、そうした懲戒処分の記載のない文書においては、そのことと関わりなく、学校教員の体罰行為は、公務員の職務遂行上の行為であるとして、当該教員の氏名は公開すべきであると判断しているのである。

平成23年大阪高裁判決では、「本件文書により報告された教職員については、全員何らかの懲戒処分を受けたことが認められる」と認定しつつ、にも関わらず結論的に氏名の公開が認められていることに留意すべきである。また、平成18年大阪高裁判決には、本件訴訟の対象文書として懲戒処分を受けたことが記載されている「第3文書」が存在するにも関わらず、それとは別の「第2文書」である体罰事故報告書に記載された体罰加害教員の氏名の開示が求められているのである。

ア 再弁明書の「教職員の氏名を不開示とした理由」について

今回の開示請求で開示された文書の中に、懲戒処分が記載された文書があり、その懲戒処分の内容は開示したことが記されているが、その文書は、体罰行為それ自体を報告した文書とは別のものである。であれば、それは懲戒処分の具体的記載のない体罰事故報告書相当文書における氏名の不開示を正当化しない。ちなみに、情報公開における不開示事由は、文書単位で判定されなけれ

ばならず、別の文書に不開示事由が記載され、それとの照合が可能であるからという理由で、それ自体には不開示事由の記載がない別の文書における不開示が法的に正当化されるわけではない。条例は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが…」としているのであり、ここでいう行政文書は、作成者や作成期日が異なれば、当然別のものであり、今回の情報公開請求の開示文書も複数のものからなることは自明である。

#### イ 再弁明書の「学校名及び生徒の学科名」について

学校名や学科名を開示すると教員名が明らかになるとするが、以上の議論から教員名自体開示されるべきであるので、理由にならない。

#### ウ 再弁明書の「関係者の発言内容を不開示とした理由」について

「心情の吐露とそうでないものとを区別することはできない」として、それを区別することを前提とした平成22年9月14日神戸地方裁判所判決（以下「平成22年神戸地裁判決」という。）を真っ向から否定する。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の該当性については厳格に解する必要があることはすでに述べたとおりである。

#### エ 再弁明書の「被処分者に対する聴取内容」について

実施機関が援用する京都地方裁判所平成23年3月10日判決（以下「京都地裁判決」という。）は、警察の事例であるうえ、一部開示処分であり、「本件処分で不開示とされた部分の中には、各事実調査報告書の処分意見欄、措置意見欄及び監督責任欄並びに申立書の処分に対する意見等欄の懲戒処分等の量定に係る加重又は軽減すべき事情等の検討内容が記録されている部分が含まれていた」ことが判決を導く上で決定的な役割を果たしている。また、京都地裁判決を前提としても、このような全面非公開までもが許容されるわけではなく、教員のみならず児童生徒の事情聴取内容についても同等である。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び再弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 教職員の懲戒処分に係る事務について

#### (1) 市町立学校に勤務する教職員の懲戒処分の場合

市町立学校に勤務する教職員が非違行為を行った場合、服務監督権者である市町教育委員会は、当該教職員本人からの顛末書及び当該教職員の所属長からの顛末書又は報告書の提出を求め、当該非違行為の内容を確認の上、実施機関の地方機関として置かれている教育事務所にこれらの文書を添えて副申する。

教育事務所は、実施機関に市町教育委員会から提出された文書を添えて副申をする。

実施機関は、当該非違行為を行った教職員、当該教職員が所属する学校の校長、当該非違行為に係る教職員、被害児童・生徒等から事情聴取を行い、当該非

違行為に係る認定事実，当該非違行為を行った教職員及び校長等の管理監督者に対する懲戒処分の量定の案等をまとめた懲戒処分等審査資料を作成し，処分等に当たっての検討事項についても考慮した上で，懲戒処分を決定する。

## (2) 県立学校に勤務する教職員の懲戒処分の場合

県立学校に勤務する教職員が非違行為を行った場合，服務監督権者である実施機関は，当該教職員本人からの顛末書及び当該教職員の所属長からの顛末書又は報告書の提出を求め，当該非違行為の内容を確認する。

そして，当該非違行為を行った教職員，当該教職員が所属する県立学校の校長，当該非違行為に係る教職員，被害児童・生徒等から事情聴取を行い，当該非違行為に係る認定事実，当該非違行為を行った教職員及び監督者に対する懲戒処分の量定の案等をまとめた懲戒処分等審査資料を作成し，処分等に当たっての検討事項についても考慮した上で，懲戒処分を決定する。

## 2 根拠法令について

(1) 条例第10条は，行政文書の開示義務について規定し，同条各号において，開示義務の例外として不開示情報について規定する。

(2) 条例第10条第2号本文では，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ，同号ただし書において，「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」，「ロ 人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については，同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第10条第6号では，県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて，不開示とすることを定めている。

## 3 本件処分における条例の適用について

(1) 弁明書における説明

ア 条例第10条第2号に該当するとした情報とその理由

(ア) 学校名の一部（児童数，教職員の経歴等，特定の学校が識別される情報を含む。以下同じ。），児童の学年，日時の一部及び場所の一部は，職員録等の他の情報と照合することにより，あるいは限られた学校のみが該当する情報である等により，学校が特定され，ひいては被害児童・生徒等が

識別され得る。

(イ) 児童・生徒の氏名、年齢、児童の学年、学科名、住所、経歴、家族状況及び児童の保護者が教職員の非違行為後に行った行動などの一般私人による事実行為等を示す情報は、被害児童・生徒等が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る。また、同条ただし書イないしハに該当しない。

(ウ) 生徒の学科名は、県内数校のみに設置されているものであり、当該学科名を公にした場合、他の情報と照合することにより、学校が特定され、ひいては被害生徒等が識別され得る。また、同条ただし書イないしハに該当しない。

(エ) 教職員の氏名（印影を含む。以下同じ。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第10条第2号に該当するが、一般的には、職員録により公表されていること、又は法令等の規定により若しくは慣行として公にされていることから、同号ただし書イに該当し、開示が原則である。

しかし、本件処分においても、被処分者を含む本件懲戒処分対象事案に関係した教職員の氏名を公にした場合、職員録等の他の情報と照合することにより学校が容易に特定され、ひいては被害児童・生徒等が識別され得る。

(オ) 教職員の生年月日、住所及び被処分者以外の教職員の年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものである。

(カ) 教職員の担当する教科名は、一般的には、職務遂行情報であり、同号ただし書ハに該当し、開示が原則である。

しかし、不開示とした教職員の担当する教科名は、県内数校のみに開設される教科であり、公にした場合、他の情報と照合することにより学校が特定され、ひいては被害生徒が識別され得る。

(キ) 教職員の担当学級は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第10条第2号に該当するが、当該情報は職務遂行情報であって、条例第10条第2号ただし書ハに該当し、開示が原則である。

しかし、不開示とした教職員の担当学級は、特定の学校のみに設置されるものであり、公にした場合、被害児童が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る。

そして、不開示とした情報を公にすることにより識別されるおそれのある被害児童の情報は、同号ただし書イないしハの例外的に開示しなければならない情報には該当しない。

(ク) 被処分者の勤務態度及び評価を示す情報は、公務員個人の資質、名誉にかかわる公務員固有の情報であるため、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであり、同号ただし書イないしハに該当しない。

しハの例外的に開示しなければならない情報には該当しない。

(ケ) 関係者の発言内容及び被処分者又は所属長の謝罪等を表す情報は、発言した者の心情が吐露されたものであり、個人の人格に密接に結び付く思想や信条を含んだ個人情報であるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。また、同条ただし書イないしハに該当しない。

なお、これらのうち、別表1「平成30年9月3日付け広教委職第50010号で新たに開示するとした部分」については、本件変更決定により、その後開示されている。

イ 条例第10条第6号に該当するとした情報とその理由

(ア) 被処分者に対する聴取内容は、公にした場合、今後実施機関が職員処分に係る事情聴取を行う際に、被処分者が自己の事情聴取に係る質問内容を具体的に想定することが可能となる。また、自己に有利な回答を事前に準備することや自己に不利となる質問に対する回答を回避することも想定されることから、実施機関が処分対象事案に関して、非違行為に係る正確な事実関係や率直な心情等を把握することが困難となるおそれが生じる。

(イ) 被害児童等に対する事情聴取についても、被害児童等は、事情聴取の内容が公開されないという実施機関に対する信頼と安心の下に事情聴取に応じており、仮に公にされることになれば、被害児童等の実施機関に対する信頼を損ない、ひいては正確な被害状況等の把握に支障が生じるおそれがある。

(ウ) 処分等に当たっての検討事項は、懲戒処分を行う材料についての具体的な基準とそれを運用する際の内部的取扱いを記載したものであり、不開示とした部分を開示すれば、個別の事案を当てはめることにより、具体的な処分量定を推測することが可能となる。そうすると、被処分者が、処分量定を軽減させるため、事情聴取において曖昧な供述をするなど、処分を行う上で必要となる正確な事実の確認等が困難となるおそれがある。

(2) 再弁明書における補充説明

ア 文書の特定について

審査請求人は、反論書において「そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすれば、それは実施機関の判断」と主張する。しかし、審査請求人は、本件請求書において、「(略)体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)」と記載しており、実施機関では「体罰事故報告書」なる文書を保有していないため、括弧内の記載に基づき、体罰事故に係る一切の文書として、対象文書を特定した。

イ 教職員の氏名を不開示とした理由について

実施機関では「懲戒処分の公表について」を定め、懲戒処分の公表については、被処分者が特定されないような手法で「処分年月日」、「被処分者の所属」、「被処分者の役職」、「被処分者の年齢」、「処分の内容」及び「処分理由の概要」を公表している。

本件対象文書には、懲戒処分等審査資料及び処分等に当たっての検討事項が含まれており、これらの文書には被処分者に対する懲戒処分等の内容が記載されているところ、開示に当たっては、「懲戒処分の公表について」に則り、懲戒処分等の内容を開示した。

懲戒処分を受けた事実について、最高裁判所平成15年11月21日第二小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）は、具体的な懲戒処分の内容が明らかになっていることを前提に、「職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものということができる。」と判示している。

本件対象文書では、懲戒処分等の具体的な内容が開示され、明らかになっていることから、審査請求人が言及する平成23年大阪高裁判決とは前提が異なり、最高裁判決のとおり、公務員が懲戒処分等を受けたことを示す情報は、私事に関する情報の面を含むというべきであって、条例第10条第2号ただし書ハの職務遂行情報には該当しない。

本件対象文書においては、被処分者の氏名等を開示すれば、当該者が、具体的にどのような懲戒処分等を受けたかが明らかになるものであり、これらの教職員個人としての評価を低下させることとなる。

したがって、被処分者の氏名、生年月日、住所等、当該者に関する事項は、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当する。また、関係する教職員の氏名についても、他の情報と照合することにより、被処分者が識別されるおそれがあるといえ、同号の不開示情報に該当し、不開示とした。

#### ウ 学校名及び生徒の学科名について

本件処分において、被処分者の具体的な所属である学校名が、当該者の「個人に関する情報」に該当し、そして、他の情報と照合することにより「特定の個人が識別され得るもの」に該当することは東京地方裁判所平成10年11月12日判決も認めるところである。

また、生徒の学科名についても、当該学科は、特定の学校のみ設置されるものであり、開示した場合、学校名が特定され、ひいては被処分者が特定され得る。

したがって、学校名及び生徒の学科名については、条例第10条第2号に該当し、不開示とした。

#### エ 関係者の発言内容を不開示とした理由について

関係者の発言内容について、平成22年神戸地裁判決では、「被害児童・生徒の保護者の発言のうち心情の吐露等を示す情報については、保護者の人格と密接に結びついたものであり、非公開情報に該当する。」と判示している。

一般に、人が発する発言とは、単に客観的事実の有無についてのみ応答するような場合は別として、その人なりの判断や感想等といった心情の吐露の

要素を多少なりとも含むものであり、実施機関において、本件対象文書に記載された発言について、上記判例のいう心情の吐露を示すものとそうでないものとを区別することはできないと考えたものである。

したがって、関係者の発言内容は、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当し、不開示とした。

オ 事情聴取記録の聴取内容を不開示とした理由について

(ア) 被処分者に対する聴取内容について

事情聴取記録の聴取内容そのものを不開示としているところ、聴取内容を開示することにより、正確な事実関係の把握など、公正かつ円滑な懲戒処分等の執行に支障が生じる具体的な蓋然性があることは、京都地裁判決も認めるところである。

したがって、事情聴取記録のうち、被処分者に対する聴取内容は、条例第10条第6号に該当するため、不開示とした。

(イ) 被害児童・生徒等に対する聴取内容について

上記京都地裁判決の示すとおり事情聴取は任意のものであり、公開されないことを前提に行われるものであることから、被害児童・生徒等に対する聴取内容を開示することにより、これらの者が自己の供述内容等が公開されることを予測して事情聴取に応じなかったり、真実を述べることに消極的になるなどして、懲戒処分等の内容を決定するに当たり必要とされる情報が十分に得られなくなる具体的な蓋然性がある。

したがって、事情聴取記録の聴取内容は条例第10条第6号に該当し、不開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、平成24年度の広島県内の公立小・中・高・盲学校に関する体罰事案に関する文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、別表1の「行政文書の件名」における文書を特定し、別表1の「開示しない部分」欄の情報が、条例第10条第2号及び第6号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったのに対し、審査請求人は、実施機関の不開示理由が非開示の根拠となりえない不当なものであると主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

(1) 開示可否の判断に係る対象行政文書について

審査請求人は、本件請求における開示請求書において、「(略)体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)」と記載しており、実施機関では「体罰事故報告書」なる文書を保有していないため、括弧内の記載に基づき、体罰事故に係る一切の文書として、別表1の文書を一連の対象文書として特定した。実施機関においては、体罰と認定

された場合は全て懲戒処分等の対象となるため、実施機関は「体罰に関する一切の文書」という開示請求に対し、顛末書、事情聴取記録及び懲戒処分等に関する文書までが一連の文書であるとした。

条例第7条では、開示請求に対する措置として、実施機関に「開示請求に係る行政文書」に対し、同条第1項又は第2項に規定するいずれかの決定をしなければならないと規定している。

このため、実施機関がこれらの文書を、当該請求に係る密接な関連を有する一連のものとして捉え、「開示請求に係る行政文書」として特定し、当該行政文書における開示可否の判断に当たって、かかる一連の文書を一つの行政文書として判断したことは正当であり、実施機関が特定した一連の文書を「開示請求に係る行政文書」として、開示・不開示の判断を行うこととする。

## (2) 本件処分の対象となる情報の不開示情報該当性について

### ア 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、前段部分において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則不開示としている。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示とするものである。

そして、第10条第2号後段部分において、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

なお、本号ただし書ハのうち、公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないものである。

実施機関は、本件対象文書において、

- ・ 学校名の一部及び加害教員名
- ・ 関係者の発言内容
- ・ 被処分者及び所属長の謝罪を表す部分
- ・ 教職員の勤務態度及び評価を表す部分
- ・ 学科名及び教科名

を不開示情報としており、以下でその当否を検討する。

(ア) 条例第10条第2号前段の該当性について

実施機関は、学校名の一部及び加害教員名について、開示した場合、被害児童が特定され得ると主張しているため、これらの情報により被害児童・生徒が識別され得るかについて検討する。

条例第10条第2号本文中「他の情報」の範囲については、特定の個人と特別の関係のある者のみが有している情報を含むとすると、不開示情報の範囲は広範となり、個人に関する情報はほとんどが開示し得ないこととなりかねず、県が県政に関し県民に説明する責任を全うするよう努めるという条例の趣旨と照らし合わせて適当ではない。

したがって、「他の情報」とは、被害児童・生徒と関わりのない第三者（以下「一般人」という。）が通常入手し得る情報と考えられる。

一般人を基準として判断すると、入手できる情報は限られており、一般人が当該学校の名簿等被害児童・生徒の特定につながる情報を入手することは困難である。よって、学校名の一部及び加害教員名と「一般人が通常入手し得る情報」を照合することにより、被害児童・生徒を特定することは困難であり、条例第10条第2号本文前段部分の「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するとはいえない。

(イ) 条例第10条第2号後段の該当性について

a 関係者の発言内容

関係者の発言内容については、人格的利益の保護については慎重に判断すべきであるところ、実施機関や審査会が、発言内容と発言者の人格的利益の結びつきの程度を判断するのは困難である。公知の事実を答えるような場合など、公にしても明らかに人格的利益を侵害するおそれがないと認められるものは例外として、関係者の発言内容は、一般に発言者の心情が吐露されるなど、当該発言者の人格的利益と結びついたものと推定するのが妥当である。

当審査会において本件対象文書における関係者の発言内容を見分したところ、明らかに発言者の人格的利益を害さないと認められるものはない。

また、関係者の発言内容は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、関係者の発言内容は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が、当該情報を不開示としたことは妥当である。

b 被処分者及び所属長の謝罪を表す部分について

被処分者及び所属長の謝罪を表す部分については、個人の人格に密接に結び付く思想や信条を含んだ個人情報であり、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

当審査会において本件対象文書における被処分者及び所属長の謝罪を表す

発言内容を見分したところ、明らかに発言者の人格的利益を害さない認められるものはなかった。

また、被処分者及び所属長の謝罪を表す部分は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、被処分者及び所属長の謝罪等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

c 教職員の勤務態度及び評価を表す情報

教職員の勤務態度及び評価を表す情報は、公務員の職務に関連した情報であっても、個人の資質、名誉にかかわる情報である。そのため、公にされると、例えば、当時同じ学校に勤務していた同僚教員といった当該教職員に身近な人たちには特定され、勤務評価の内容が明らかとなる可能性があり、当該教職員にとっては、個人の評価という重要な権利利益が害されることとなる。

また、教職員の勤務態度及び評価を表す情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

したがって、被処分者の勤務態度及び評価を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

d 前記（ア）で特定個人の識別性はないと判断した学校名の一部及び加害教員名

次に、一般人が通常入手し得る情報を照合することにより、被害児童・生徒を特定することは困難であると判断した学校名の一部及び加害教員名について、公にすることにより、なお被害児童・生徒の権利利益を害するおそれがある情報かどうかについて検討する。

(a) 人格形成の途上にある子供に対しては、成長の過程で特別な保護や配慮が必要であるため、子供の権利利益は特に保護しなければならず、情報の開示に当たっては慎重な判断が必要といえる。

(b) 学校名の一部及び加害教員名は、「一般人が通常入手し得る情報」を照合することにより、被害児童・生徒を特定することは困難であると判断したところであるが、本件対象文書では、体罰に至る経緯、被害児童・生徒の言動が開示されているものの、その内容は加害教員側からの経緯や言動にとどまっている。

(c) そうすると、加害教員側からの視点による記載内容に対し、被害児童・生徒はその記載内容に対する反論ができない中で、学校名の一部や加害教員名が開示されると、既に開示されている体罰の原因とされる被害児童・生徒の

行為が真実として受けとられ、また、体罰を受けたという不名誉な情報と結びついて、被害児童・生徒の権利利益が害される可能性がある。

(d) また、こうした情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認められない。

(e) したがって、前記(ア)で特定個人の識別性はないと判断した学校名の一部及び加害教員名については、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

(ウ) 加害教員が懲戒処分等の被処分者であるという情報について

条例第10条第2号ただし書ハにおいて、公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人に関する情報であるが、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示とする個人情報から除くこととされている。

そして、個人の名誉や評価に関わる情報は、個人にとっての重大な権利として保護されるべきものなので、懲戒処分等を受けたという情報は、公務員という立場を離れた個人としての名誉や評価に関わる私生活上の利益であり、職務遂行情報には当たらず、また、公にされることにより個人の権利利益の侵害に結びつくものである。

ところで、本件対象文書には懲戒処分等審査資料が含まれており、加害教員が具体的にいかなる処分等を受けたかが開示されており、加害教員が懲戒処分等の被処分者であるということについて、当該教員の権利利益を害するかどうかについて検討する。

本件対象文書を見分したところ、事案6及び事案7については、学校名の一部、学科名及び教科名のうち学校名を開示した場合、加害教員が被処分者であるという、特定個人が識別されると認められ、それ以外の事案については、学校名の開示のみでは、加害教員が被処分者であるという、特定個人が識別され得るとまではいえなかった。

しかしながら、特定個人が識別されない情報であっても、開示することにより、既に開示されている処分の内容や被処分者の非違行為の内容等の情報から、同僚や知人その他関係者に、加害教員が当該被処分者であることが特定され、被処分者の権利利益を大きく損なうおそれがある。

そうすると、これらの情報を開示しないことで、個人の評価や信用といった被処分者の私生活上の権利利益は保護されるものと認められる。

一方、体罰に至る経緯や体罰の具体的な内容及びそれに対する懲戒処分等の内容は既に開示されており、さらに学校名の一部や学科名及び教科名を開示しないことによる支障は少ないものと考えられる。

また、こうした情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当するものとも認

められない。

したがって、これらの情報は条例第10条第2号に該当するものと認められ、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### イ 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

実施機関は、事情聴取記録のうち聴取内容と、懲戒処分等審査資料のうち処分等に当たっての検討事項については、これを開示することにより、同条第6号のニに挙げられている「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると主張し、不開示とした。

これに対し、審査請求人は、ここにいう「適正な事務に支障を及ぼすおそれ」の解釈は、客観的判断や支障の程度の実質性、「おそれ」の抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるとし、被処分者に対する聴取内容については、実施機関の主張は主観的形式的抽象的なものにすぎず、認められないとし、教員のみならず児童生徒の事情聴取内容の開示を求めているため、以下でその可否を検討する。

なお、事情聴取記録については、児童に対するものと、加害教員及び校長に対するものに分けられるため、それぞれについて検討することとする。

#### (ア) 児童への事情聴取記録における聴取内容

まず、児童への事情聴取記録における聴取内容についてであるが、実施機関は、これが公になれば、被害児童等の実施機関に対する信頼を損ない、ひいては正確な被害状況等の把握に支障が生じるおそれがあるとし、非開示とすべきであると主張している。

確かに、児童は、学校や校長への信頼を基に話をしているので、聴取内容を開示することにより、子供との信頼関係が損なわれ、ありのままの発言をひかえるようになることで、体罰に関する情報の収集に支障が生じるおそれがあるといえる。

したがって、児童への事情聴取記録における聴取内容については、非開示が妥当である。

#### (イ) 加害教員及び校長に対する事情聴取記録における聴取内容

次に、加害教員及び校長に対する事情聴取記録における聴取内容について検討する。

当審査会で見分したところ、各事案において、聴取者によって質問の内容や

聴取の仕方は異なっていた。

ところで、事情聴取は、体罰事案に係る事実を解明し、懲戒処分等の量定を決定するために実施するものであるから、実施機関は、加害教員や校長がありのままの発言をすることができるような環境を整える必要がある。

しかし、このような質問内容が公になると、質問内容が予測可能となるため、今後の事情聴取において、公開を前提とした回答を用意し、事情聴取の場において供述する表現方法を変えることにつながる。

また、回答内容を明らかにすることについても、質問内容をおのずと推測しうるものであるから、同様のおそれがあると認められる。

そうすると、加害教員や校長から率直な心情を把握することが困難になり、今後事情聴取を行う際に、正確な事実関係の把握に支障が生じる蓋然性があると認められる。

なお、別表1「開示しない部分」中、別表2に掲げる部分については、既に開示されている部分と同じ趣旨の記載がある部分が見受けられた。この部分は一般的な事実を述べたものに過ぎず、また既に開示されている情報であるため、同号の不開示情報に該当するとは認められない。

#### (ウ) 本件対象文書である「処分等に当たっての検討事項」

「処分等に当たっての検討事項」については、懲戒処分等審査資料の別紙として、処分量定の決定等を行うに当たっての留意事項や検討事項を記載したものである。

審査請求人は、条例第10条第6号該当性の主張は、他自治体の答申や司法判断を参照すれば、無理筋だと主張する一方、実施機関は、当該文書の不開示とした部分を公にすると、懲戒処分における実施機関の行う人事管理に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この点、当該文書は、実施機関が、当該事案の懲戒処分の量定判断に必要と考え取捨選択した事案の内容及び経過に係る情報、具体的な検討及び考慮すべきその他の情報等、懲戒処分の量定判断の過程が推測できるものであり、これらを開示すると、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報を明らかにすることとなり、公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該文書を不開示としたことは妥当である。

#### (3) その他

審査請求人は、「体罰事案に係る事情聴取記録」について、「聴取者」等のみ記載のある部分や、完全に黒塗りで何ら有意な情報が含まれていない部分が大量に含まれ、これらについて実費と送料を負担させられており、このような無意味な「一部開示」処分はされるべきでないとし、条例第1条及び第3条違反であると主張しているが、実施機関は、広島県教育委員会情報公開事務取扱要綱（平成13年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、不開示部分を覆ったもの又は当該ページを複写した上で不開示部分を黒塗りするなどして、それを複写したものを開示するとともに、複写料及び郵送料は、要綱の

定めるところに従って決定しており、要綱に従って適切に行われているため、県民の行政文書の開示を求める権利を不当に侵害しているものではなく、条例第1条及び第3条違反とは認められない。

### **3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 実施機関が説明する各文書に対する不開示部分とその理由

区分	行政文書の件名	平成 29 年 8 月 4 日付け 広教委職第 50010 号で不 開示とした 部分	平成 30 年 9 月 3 日付け 広教委職第 50010 号で新 たに開示する とした部分	開示しない 部分	開示しない理由
事案 1	平成 24 年 7 月 3 日 付け被処分者顛末書	学校名の一部、日時の一部、場所の一部、氏名、印影、事実行為等を示す情報、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	日時の一部、場所の一部、事実行為等を示す情報	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	<p>条例第 10 条第 2 号に該当 (・学校名や被処分者等が特定される結果、特定の被害児童・生徒等が識別される。 ・特定の個人を識別することはできないが、関係者の発言内容など、公にすることにより、個人の人格等の権利利益が侵害されるおそれがある。 (以下の条例第 10 条第 2 号該当事案についても同じ。)</p>
	平成 24 年 11 月 2 日 付け被処分者顛末書	学校名の一部、児童数、氏名、印影、事実行為等を示す情報、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	事実行為等を示す情報	学校名の一部、児童数、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	
	平成 24 年 7 月 3 日 付け所属長顛末書	学校名の一部、日時の一部、氏名、印影、事実関係等を示す情報、関係者の発言内容、所属長の謝罪等を表す部分	日時の一部、事実行為等を示す情報	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、所属長の謝罪等を表す部分	
	平成 24 年 11 月 2 日 付け所属長顛末書	学校名の一部、氏名、印影、所属長の謝罪等を表す部分	—	学校名の一部、氏名、印影、所属長の謝罪等を表す部分	
	平成 24 年 7 月 19 日 付け三原市教育委員会教育長副申	学校名の一部、氏名、事実行為等を示す情報、関係者の発言内容	事実行為等を示す情報	学校名の一部、氏名、関係者の発言内容	
	平成 24 年 7 月 30 日 付け東部教育事務所長副申	学校名の一部、教職員の経歴、氏名、生年月日、担当学級	担当学級	学校名の一部、教職員の経歴、氏名、生年月日	

区分	行政文書の件名	平成 29 年 8 月 4 日付け 広教委職第 50010 号で不 開示とした 部分	平成 30 年 9 月 3 日付け 広教委職第 50010 号で新 たに開示す る部分	開示しない 部分	開示しない理由
事案 1	事情聴取記録	学校名の一部、氏名、印影、児童及び教職員の年齢、学年、住所、生年月日、聴取内容	児童及び教職員の年齢、学年	学校名の一部、氏名、印影、住所、生年月日、聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当  条例第 10 条第 6 号に該当 (公にすることにより、正確な事実関係の把握など、公正かつ円滑な懲戒処分等の執行に支障が生じることについて具体的な蓋然性がある。 (以下の条例第 10 条第 6 号該当事案についても同じ。)
	懲戒処分等審査資料	学校名の一部、氏名、教職員の年齢、勤務態度及び評価を表す部分	教職員の年齢	学校名の一部、氏名、勤務態度及び評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	—	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 2	平成 24 年 8 月 3 日付け被処分者顛末書	学校名の一部、氏名、印影、被処分者の謝罪等を表す部分	—	学校名の一部、氏名、印影、被処分者の謝罪等を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	平成 24 年 8 月 3 日付け所属長報告書	学校名の一部、日時の一部、氏名、印影、教職員の年齢、所属長の謝罪等を表す部分	日時の一部、教職員の年齢	学校名の一部、氏名、印影、所属長の謝罪等を表す部分	
	平成 24 年 8 月 20 日付け江田島市教育委員会教育長副申	学校名の一部、児童数、日時の一部、氏名、住所、生年月日	日時の一部	学校名の一部、児童数、氏名、住所、生年月日	
	平成 24 年 8 月 27 日付け西部教育事務所長副申	学校名の一部	—	学校名の一部	
	事情聴取記録	学校名の一部、氏名、教職員の年齢、住所、生年月日、聴取内容	教職員の年齢	学校名の一部、氏名、住所、生年月日、聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当

区分	行政文書の件名	平成 29 年 8 月 4 日付け 広教委職第 50010 号で不 開示とした 部分	平成 30 年 9 月 3 日付け 広教委職第 50010 号で新 たに開示す る部分	開示しない 部分	開示しない理由
事案 2	懲戒処分等審査資料	学校名の一部、氏名、教職員の年齢、勤務態度及び評価を表す部分	教職員の年齢	学校名の一部、氏名、勤務態度及び評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	—	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 3	平成 24 年 4 月 24 日付け被処分者顛末書	学校名の一部、日時の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	日時の一部	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	平成 24 年 4 月 24 日付け所属長顛末書	学校名の一部、日時の一部、氏名、印影、学科名、所属長の謝罪等を表す部分	日時の一部	学校名の一部、氏名、印影、学科名、所属長の謝罪等を表す部分	
	事情聴取票	学校名の一部、氏名、聴取内容	—	学校名の一部、氏名、聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当
	懲戒処分等審査資料	学校名の一部、教職員の経歴、日時の一部、氏名、学科名、教職員の年齢、勤務態度及び評価を表す部分	日時の一部、教職員の年齢	学校名の一部、教職員の経歴、氏名、学科名、勤務態度及び評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	—	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 4	平成 24 年 7 月 3 日付け被処分者顛末書	学校名の一部、日時の一部、氏名、印影、学科名、教科名、被処分者の謝罪等を表す部分	日時の一部	学校名の一部、氏名、印影、学科名、教科名、被処分者の謝罪等を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当

区分	行政文書の件名	平成 29 年 8 月 4 日付け 広教委職第 50010 号で不 開示とした 部分	平成 30 年 9 月 3 日付け 広教委職第 50010 号で新 たに開示する とした部分	開示しない 部分	開示しない理由
事案 4	平成 24 年 6 月 1 日 付け所属長顛末書	学校名の一部、教職員及び生徒の経歴、日時の一部、氏名、印影、住所、生徒の年齢、学科名、生徒の家族状況、教科名、関係者の発言内容、所属長の謝罪等を表す部分	生徒の経歴、日時の一部、生徒の年齢、生徒の家族状況	学校名の一部、教職員の経歴、氏名、印影、住所、学科名、教科名、関係者の発言内容、所属長の謝罪等を表す部分	
	事情聴取票	学校名の一部、氏名、教職員の年齢、教職員の経歴、教科名、聴取内容	教職員の年齢	学校名の一部、氏名、教職員の経歴、教科名、聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当
	懲戒処分等審査資料	学校名の一部、日時の一部、教職員の経歴、任用形態、氏名、教職員の年齢、教科名	日時の一部、教職員の年齢	学校名の一部、教職員の経歴、任用形態、氏名、教科名	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっての 検討事項	各項目の内容部分	—	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 5	平成 24 年 9 月 10 日 付け被処分者顛末書	学校名の一部、日時の一部、場所の一部、氏名、印影、学習内容、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	日時の一部、場所の一部、学習内容	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	平成 24 年 9 月 12 日 付け所属長顛末書	学校名の一部、氏名、印影、学科名、所属長の謝罪等を表す部分	—	学校名の一部、氏名、印影、学科名、所属長の謝罪等を表す部分	

区分	行政文書の件名	平成 29 年 8 月 4 日付け 広教委職第 50010 号で不 開示とした 部分	平成 30 年 9 月 3 日付け 広教委職第 50010 号で新 たに開示す る部分	開示しない 部分	開示しない理由
事案 5	事情聴取記録	学校名の一部、氏名、聴取内容	—	学校名の一部、氏名、聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当
	懲戒処分等審査資料	学校名の一部、教職員の経歴、日時の一部、氏名、教職員の年齢、勤務態度及び評価を表す部分	日時の一部、教職員の年齢	学校名の一部、教職員の経歴、氏名、勤務態度及び評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	—	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 6	平成 24 年 7 月 24 日 付け被処分者顛末書	学校名の一部、日時の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	日時の一部	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容、被処分者の謝罪等を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	平成 24 年 9 月 6 日 付け所属長顛末書	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容	—	学校名の一部、氏名、印影、関係者の発言内容	
	事情聴取記録	学校名の一部、氏名、聴取内容	—	学校名の一部、氏名、聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当
	懲戒処分等審査資料	学校名の一部、教職員の経歴、日時の一部、氏名、教職員の年齢、勤務態度及び評価を表す部分	日時の一部、教職員の年齢	学校名の一部、教職員の経歴、氏名、勤務態度及び評価を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっての検討事項	各項目の内容部分	—	各項目の内容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 7	平成 24 年 9 月 28 日 付け被処分者顛末書	学校名の一部、氏名、印影	—	学校名の一部、氏名、印影	条例第 10 条第 2 号に該当
	平成 24 年 9 月 20 日 付け所属長顛末書	学校名の一部、部員数、教職員の経歴、氏名、印	部員数、教職員の経歴	学校名の一部、氏名、印影、生年月日、所属	条例第 10 条第 2 号に該当

区分	行政文書の件名	平成 29 年 8 月 4 日付け 広教委職第 50010 号で不 開示とした 部分	平成 30 年 9 月 3 日付け 広教委職第 50010 号で新 たに開示す る部分	開示しない 部分	開示しない理由
事案 7		影, 生年月 日, 所属長の 謝罪等を表 す部分		長の謝罪等 を表す部分	
	事情聴取記録	学校名の一 部, 氏名, 聴 取内容	—	学校名の一 部, 氏名, 聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当
	懲戒処分等審査資料	学校名の一 部, 教職員の 経歴, 氏名, 教職員の年 齢, 勤務態度 及び評価を 表す部分	教職員の年 齢	学校名の一 部, 教職員 の経歴, 氏 名, 勤務態 度及び評価 を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっ ての 検討事項	各項目の内 容部分	—	各項目の内 容部分	条例第 10 条第 6 号に該当
事案 8	平成 25 年 1 月 24 日 付け被処分者顛末書	学校名の一 部, 氏名, 印 影, 関係者の 発言内容, 被 処分者の謝 罪等を表す 部分	—	学校名の一 部, 氏名, 印影, 関係 者の発言内 容, 被処分 者の謝罪等 を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	平成 25 年 1 月 24 日 付け所属長顛末書	学校名の一 部, 任用形 態, 場所の一 部, 氏名, 印 影, 所属長の 謝罪等を表 す部分	場所の一部	学校名の一 部, 任用形 態, 氏名, 印影, 所属 長の謝罪等 を表す部分	
	事情聴取記録	学校名の一 部, 氏名, 聴 取内容	—	学校名の一 部, 氏名, 聴取内容	条例第 10 条第 2 号に該当 条例第 10 条第 6 号に該当
	懲戒処分等審査資料	学校名の一 部, 教職員の 経歴, 任用形 態, 氏名, 教 職員の年齢, 勤務態度及 び評価を表 す部分	教職員の年 齢	学校名の一 部, 教職員 の経歴, 任 用形態, 氏 名, 勤務態 度及び評価 を表す部分	条例第 10 条第 2 号に該当
	処分等に当たっ ての 検討事項	各項目の内 容部分	—	各項目の内 容部分	条例第 10 条第 6 号に該当

別表2 当審査会が開示すべきと判断した部分

区分	行政文書の件名		開示すべき部分
事案1	事情聴取記録	聴取年月日 平成24年8月9日(木) 聴取時間 午前10時50分～午後0時10分	1枚目 表の左欄 上から2段目の1行目1文字目 から3行目14文字目まで
		聴取年月日 平成24年8月9日(木) 聴取時間 午前9時30分～午前10時35分	1枚目 表の左欄 上から2段目の1行目1文字目 から3行目14文字目まで
		聴取年月日 平成24年10月9日(火) 聴取時間 午後4時00分～午後4時25分	1枚目 表の左欄 上から2段目の1行目1文字目 から3行目10文字目まで
事案2	事情聴取記録	聴取年月日 平成24年9月20日(木) 聴取時間 午後3時00分～午後4時57分	1枚目 表の左欄 上から2段目の1行目1文字目 から3行目11文字目まで
		聴取年月日 平成24年9月20日(木) 聴取時間 午後5時10分～午後6時05分	1枚目 表の左欄 上から2段目の1行目1文字目 から3行目21文字目まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 9. 27	・ 諮問を受けた。
31. 1. 28 (平成30年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 2. 21 (平成30年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 3. 22 (平成30年度第12回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 4. 23 (平成31年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 28 (令和元年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 6. 27 (令和元年度第3回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 7. 25 (令和元年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 ( 部 会 長 )	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授